

川崎市病後児保育事業実施要綱

7 川 民 育 第 3 9 7 号
平成 7 年 12 月 27 日
市 長 決 裁

(目 的)

第 1 条 この事業は、現に保育所等に通所又は小学校に就学中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、川崎市とする。なお、この事業の運営については、社会福祉法人及び社団法人等に委託することができる。

(実施施設及び利用定員)

第 3 条 この事業の実施施設（以下「施設」という。）及び利用定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	利用定員
エンゼル幸	川崎市幸区柳町 55-3	1 日 8 人

(対象児童)

第 4 条 この事業の対象となる児童は、市内在住及び本市と協定を締結した市区町村に住民基本台帳があり、次の各号に掲げる施設に通所又は就学している小学 3 年生までの児童であって、病気回復期にあり入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭での育児が困難な児童とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条に定める保育所
- (2) 法第 6 条の 3 第 7 項に定める一時預かり事業
- (3) 法第 6 条の 3 第 9 項に定める家庭的保育事業
- (4) 法第 6 条の 3 第 10 項に定める小規模保育事業
- (5) 法第 6 条の 3 第 12 項に定める事業所内保育事業
- (6) 法第 6 条の 3 第 23 項に定める乳児等通園支援事業
- (7) 保育所と同様の業務を目的とする施設であって法第 35 条第 4 項の認可若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の認可を受けていない施設等
- (8) 学校教育法第 1 条に定める幼稚園及び小学校、学校教育法第 134 条に定める各種学校
- (9) 認定こども園法第 17 条第 1 項に定める幼保連携型認定こども園及び同法第 3 条第 1 項に定める認定こども園

(事業の実施)

第 5 条 施設は、一時預かりを必要とする児童に対し適切な処遇を確保し実施する。

(職員の配置)

第6条 施設は、次の職員を配置するものとする。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 看護師及び保育士
- (4) 調理員

2 看護師は、利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士は、利用児童おおむね3人につき1名以上配置するものとする。

(利用期間)

第7条 施設の利用期間は、原則として、1週間とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、1週間を超えて利用することができる。

(保育時間)

第8条 施設の保育時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、保護者の勤務の都合等により保育時間を、午前8時から午後6時までとすることができる。

(事前登録)

第9条 施設の利用を希望する者は、事前に登録票により登録しなければならない。

(利用)

第10条 施設を利用する者は、事前に電話予約し、児童の主治医（かかりつけ医）の指示書を提出しなければならない。

(利用料)

第11条 利用者は、利用料等として、次の各号に掲げる世帯について、一日当たり当該各号に定める金額を、直接施設へ支払うものとする。ただし、本市と協定を締結した市区町村に住民基本台帳があり、第4条の各号に掲げる施設に通所している場合は、第4号に定める金額とする。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 生活保護世帯 | 400円 |
| (2) 市民税非課税世帯 | 1,000円 |
| (3) 児童扶養手当受給世帯 | 1,000円 |
| (4) その他の世帯 | 2,900円 |

(実施報告)

第12条 この事業の受託者は、各月の利用状況を別に定める川崎市病後児保育事業実施報告書により、市長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、平成26年4月1日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、事業を利用した児童の保護者で、第11条第2項に規定する当該年度市民税非課税相当となる世帯及び前年度市民税非課税相当となる世帯に属するものが、施行日から同年10月31日までの間に川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第5条に定めるところにより市長に申請した場合には、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。